

令和 4 年 6 月

北九州市議会定例会議案

付 議 案

議案番号	件名	ページ
議案第 63号	北九州市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について	… 1
議案第 64号	令和4年度北九州市一般会計補正予算の専決処分の報告について	… 11
議案第 65号	北九州市手数料条例の一部改正について	… 23
議案第 66号	北九州市市税条例の一部改正について	… 27
議案第 67号	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について	… 55
議案第 68号	建築物における駐車施設の付置及び管理に関する条例の一部改正について	… 58
議案第 69号	北九州市いじめ問題専門委員会条例の一部改正について	… 67
議案第 70号	北九州市議会議員及び北九州市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について	… 70
議案第 71号	小池特別支援学校改築工事（第2期）請負契約締結について	… 76
議案第 72号	市道路線の認定、変更及び廃止について	… 78
議案第 73号	鹿児島本線戸畠・枝光間及び鹿児島貨物線浜小倉・黒崎間汐井町牧山海岸線架道橋新設工事委託協定の一部変更について	… 83
議案第 74号	建物等の取得について	… 85
議案第 75号	令和4年度北九州市一般会計補正予算について	別冊
議案第 76号	令和4年度北九州市土地取得特別会計補正予算について	

議案第 63 号

北九州市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

北九州市市税条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分した。

令和 4 年 6 月 10 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 北九州市市税条例の一部を改正するに当たり、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

専決第1号

専決処分書

地方税法の一部改正に伴い、北九州市市税条例の一部を改正するに当たり、市議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

北九州市長 北橋健治

北九州市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第11号

北九州市市税条例の一部を改正する条例

北九州市市税条例（昭和38年北九州市条例第85号）の一部を次のように改正する。

付則第9条の2第3項中「附則第15条第16項本文」を「附則第15条第15項本文」に改め、同条第4項中「附則第15条第23項」を「附則第15条第22項」に改め、同条第5項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第24項第3号」を「附則第15条第23項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第1号」を「附則第15条第26項第1号」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第2号」を「附則第15条第26項第2号」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第3号」を「附則第15条第26項第3号」に改め、同条第13項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第14項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第15項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第16項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第17項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改める。

付則第9条の3第8項各号列記以外の部分中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同項第4号から第6号までの規定中「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第10項各号列記以外の部分中「特定熱損失防止改修住宅」を「特定熱損失防止改修等住宅」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同項第4号から第6号までの規定中「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

付則第11条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）」を加える。

付則第18条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5）」を加える。

付則第20条中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」を「第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項若しくは第40項」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の北九州市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第3条 平成20年4月1日から令和4年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事（以下「熱損失防止改修工事」という。）が行われた同項に規定する熱損失防止改修住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第4条 平成20年4月1日から令和4年3月31日までの間に熱損失防止改修工事が行われた旧法附則第15条の9第10項に規定する熱損失防止改修専有部分に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第5条 平成29年4月1日から令和4年3月31日までの間に熱損失防止改修工事が行われた旧法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第6条 平成29年4月1日から令和4年3月31日までの間に熱損失防止改修工事が行われた旧法附則第15条の9の2第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第7条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

新	付 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	付 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
新	付 則 (法附則第15条第1項本文に規定する条例で定める割合)	付 則 (法附則第15条第1項本文に規定する条例で定める割合)
第9条の2	略	第9条の2 略
2	略	2 略
3	法附則第15条第1項本文に規定する条例で定める割合は5分の3とし、同項ただし書に規定する条例で定める割合は2分の1とする。	3 法附則第15条第1項本文に規定する条例で定める割合は5分の3とし、同項ただし書に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
4	法附則第15条第2項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	4 法附則第15条第2項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
5	法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	5 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
6	法附則第15条第2項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	6 法附則第15条第2項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
7	法附則第15条第2項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	7 法附則第15条第2項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
8	法附則第15条第2項第4号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	8 法附則第15条第2項第4号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
9	法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	9 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
10	法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	10 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
11	法附則第15条第2項第7号に規定する条例で定める割合は、4分の3と	11 法附則第15条第2項第7号に規定する条例で定める割合は、4分の3と

新	日
する。	する。
1 2 法附則第15条第26項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	1 2 法附則第15条第27項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
1 3 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	1 3 法附則第15条第30項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
1 4 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	1 4 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
1 5 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	1 5 法附則第15条第35項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
1 6 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	1 6 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
1 7 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。	1 7 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
1 8 略	1 8 略
1 9 略	1 9 略
(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
第9条の3 略	第9条の3 略
2～7 略	2～7 略
8 法附則第15条の9第9項の熱損失改修等住宅又は同条第10項の熱損失改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該熱損失改修等専有部分に係る同条第9項に規定する熱損失改修等専有部分に係る同条第9項において「 <u>熱損失改修工事</u> 」と定する <u>熱損失改修工事等</u> （以下この項及び第10項において「 <u>熱損失改修工事等</u> 」という。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	8 法附則第15条の9第9項の熱損失改修等住宅又は同条第10項の熱損失改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該熱損失改修等専有部分又は当該熱損失改修等専有部分に係る同条第9項に規定する熱損失改修工事（以下この項及び第10項において「 <u>熱損失改修工事</u> 」と定する <u>熱損失改修工事等</u> ）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

新	日
(1) ~ (3) 略 (4) 热损失防止改修工事等が完了した年月日 (5) 热损失防止改修工事等に要した費用及び令附则第12条第31項に規定する補助金等 (6) 热损失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができた理由	(1) ~ (3) 略 (4) 热损失防止改修工事が完了した年月日 (5) 热损失防止改修工事に要した費用及び令附则第12条第31項に規定する補助金等 (6) 热损失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由
9 略	9 略
10 法附則第15条の9の2第4項の特定热损失防止改修(修等)住宅又は同条第5項の特定热损失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、热损失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した中告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) ~ (3) 略 (4) 热损失防止改修工事等が完了した年月日 (5) 热损失防止改修工事等に要した費用及び令附则第12条第31項に規定する補助金等 (6) 热损失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由	10 法附則第15条の9の2第4項の特定热损失防止改修住宅又は同条第5項の特定热损失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、热损失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した中告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) ~ (3) 略 (4) 热损失防止改修工事が完了した年月日 (5) 热损失防止改修工事に要した費用及び令附则第12条第31項に規定する補助金等 (6) 热损失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由
11 略 (宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)	11 略 (宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

新	日
<p>第11条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）には、前年度分の5（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の5（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p>	<p>第11条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）には、前年度分の5（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の5（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2～5 略 (宅地等に對して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>第18条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都</p>

新	日
<p>市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらとの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下この条において「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p style="text-align: right;">2～5 略</p> <p>(読替規定)</p>	<p>市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらとの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下この条において「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p style="text-align: right;">2～5 略</p> <p>(読替規定)</p>
<p>第20条 法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項若しくは第40項、第15条の2第2項、第15条第2項、第115条第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第115条第2項又は第33項とあるのは、「若しくは第33項」又は「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項」である各年度分の都市計画税に限り、第115条第2項、第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項若しくは第40項、第15条の2第2項、第15条の3若しくは第63条」とする。</p>	<p>第20条 法附則第15条第1項、第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第115条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は法附則第15条第1項、第10項、第15項から第19項まで、第21項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項まで、第42項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3若しくは第63条」とする。</p>

議案第 64 号

令和 4 年度北九州市一般会計補正予算の専決処分の報告について
令和 4 年度北九州市一般会計補正予算について、次のとおり専決処分した。
令和 4 年 6 月 10 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業及び子育て世帯生活支援特別給付金事業を処理するため令和 4 年度北九州市一般会計補正予算を定めるに当たり、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

専決第2号

専決処分書

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業及び子育て世帯生活支援特別給付金事業を処理するため令和4年度北九州市一般会計補正予算を定めるに当たり、市議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年5月16日

北九州市長 北橋健治

令和4年度北九州市一般会計補正予算（第1号）

令和4年度北九州市の一般会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,432,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 610,650,000千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 嶓入歳出予算補正

(単位：千円)

歳 入	款	項	補正前の額	補正額	計
18 国庫支出金		114,204,528	2,432,000	116,636,528	
	2 国庫補助金	19,539,538	2,432,000	21,971,538	
歳 入	合 計	608,218,000	2,432,000	610,650,000	

(単位：千円)

歳 出 款	項 額	補正前の額	補正額	計
3 保健福祉費		169,211,489	905,000	170,116,489
2 社会福祉費	69,567,091	905,000	70,472,091	
4 子ども家庭費	70,879,152	1,527,000	72,406,152	
2 子ども家庭費	66,239,254	1,527,000	67,766,254	
歳 出 合 計	608,218,000	2,432,000	610,650,000	

参考

北九州市一般会計補正予算（第11号）に関する説明書

令和4年度 北九州市一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

	款	補正前の額	補正額	計
18 国庫支出金		114,204,528	2,432,000	116,636,528
歳入	合計	608,218,000	2,432,000	610,650,000

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			内訳
				特	定	財	
	国県支出金	地方債	その他				一般財源
3 保健福祉費	169,211,489	905,000	170,116,489	905,000			
4 子ども家庭費	70,879,152	1,527,000	72,406,152		1,527,000		
歳出合計	608,218,000	2,432,000	610,650,000		2,432,000		

2 歳 入

18 款国庫支出金

2項国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 保健福祉費国庫補助金	1,177,841	905,000	2,082,841	1 社会福祉費補助金	905,000	○住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費 基本額 905,000 × 10/10 905,000
3 子ども家庭費国庫補助金	4,492,249	1,527,000	6,019,249	1 子ども家庭費補助金	1,527,000	○子育て世帯生活支援特別給付金事業費 基本額 1,527,000 × 10/10 1,527,000
計	19,539,538	2,432,000	21,971,538			

3 歳 出

3款 保健福祉費

2項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源				内訳	節	明記
				特	定	財	源			
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額		
1 社会福祉経務費	15,824,370	905,000	16,732,370	905,000				12 委託料	282,500	社会福祉の一般管理、民生委員活動及び社会援護等に要する経費
								13 使用料及び賃借料	22,500	○住民税非課税率等に対する臨時特別給付金事業経費
								18 負担金補助及び交付金	600,000	905,000
計	69,567,091	905,000	70,472,091	905,000						

4. 子ども家庭費

2. 子ども家庭費

(単位: 千円)

口	補正前の額	補正額	計	補正額の財源				内訳	節	説明
				特定期	財地	財方債	その他			
	国庫支出金									
2. 子ども家庭支援費	50,282,096	1,527,000	51,809,096	1,527,000				10. 需用費	900. 子ども家庭の支援に要する経費	
								11. 従務費	5,600	○ 介護で世帯生活支援特別給付金事業経費 1,527,000
								12. 委託料	66,000	
								13. 使用料及び賃借料	4,000	
								17. 備品購入費	500	
								18. 負担金補助及び交付金	1,450,000	
合計	66,239,254	1,527,000	67,766,254	1,527,000						

地方自治法（抜粋）
(長の専決処分)

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるととき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 略

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 略

議案第 65 号

北九州市手数料条例の一部改正について

北九州市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 6 月 10 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査に係る手数料を設定する等のため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市手数料条例の一部を改正する条例

北九州市手数料条例（平成12年北九州市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第120号の2中「第5項までに規定する長期優良住宅建築等計画」を「第7項までに規定する長期優良住宅建築等計画若しくは長期優良住宅維持保全計画（以下この号において「長期優良住宅建築等計画等」という。）」に、「規定する長期優良住宅建築等計画の変更」を「規定する長期優良住宅建築等計画等の変更」に改め、同号の長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項までに規定する長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査又は同法第8条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（同法第9条第1項及び第3項に規定する変更の認定の申請を除く。以下この号において同じ。）に対する審査の一戸建て住宅の増築又は改築の項、共同住宅等（区分所有住宅を除く。）の増築又は改築の項及び区分所有住宅の増築又は改築の項中「の増築又は改築」を「（新築のものを除く。）」に、「長期優良住宅建築等計画の」を「長期優良住宅建築等計画等の」に改める。

付 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

別表 (第2条関係)				別表 (第2条関係)			
新		旧		新		旧	
手数料を徴収する事務	区分	手数料の金額	備考	手数料を徴収する事務	区分	手数料の金額	備考
(長期優良住宅の普及の促進に関する法律 (平成20年法律第80号) 第5条第7号) 第5条第1項から第7項までに規定する長期優良住宅建築等計画若しくは長期優良住宅維持保全計画 (以下この号において「長期優良住宅建築等計画等」という。) の認定の申請に対する審査)	一戸建て住宅 (新築のものもこれを除く。)	1件につき73,000円 (長期優良住宅建築等計画等の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、1件につき36,500円)	略	(長期優良住宅の普及の促進に関する法律 (平成20年法律第80号) 第5条第7号) 第5条第1項から第5項までに規定する長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査)	一戸建て住宅の増築又は改築	1件につき73,000円 (長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、1件につき36,500円)	略
(長期優良住宅の普及の促進に関する法律 (平成20年法律第80号) 第5条第7号) 第5条第1項から第7項までに規定する長期優良住宅建築等計画若しくは長期優良住宅維持保全計画 (以下この号において「長期優良住宅建築等計画等」という。) の認定の申請に対する審査)	共同住宅等 (区分所有住宅を除く。)	8条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査)	共同住宅等 (区分所有住宅を除く。)	(長期優良住宅建築等計画の認定の申請をする場合に応じ、それぞれ (ア) 及び (イ) に定める面積について算定する。	ア 床面積の合計は、次の (ア) 及び (イ) に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ (ア) 及び (イ) に定める面積について算定する。	ア 床面積の合計は、次の (ア) 及び (イ) に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ (ア) 及び (イ) に定める面積について算定する。	(ア) 長期優良住宅建築等計画の認定の申請をする場合に応じ、そのぞれの区分に応じ、それぞれ (ア) 及び (イ) に定める面積について算定する。
(長期優良住宅の普及の促進に関する法律 (平成20年法律第80号) 第5条第7号) 第5条第1項から第7項までに規定する長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査)	新築のものもこれを除く。) (同法第8条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画等の変更の認定の申請 (同法第9条第1項及び第3項に規定する変更の認定の申請を除く。以下この号において同じ。) に対する審査)	新築のものもこれを除く。) (同法第8条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画等の変更の認定の申請 (同法第9条第1項及び第3項に規定する変更の認定の申請を除く。以下この号において同じ。) に対する審査)	新築のものもこれを除く。) (同法第8条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画等の変更の認定の申請 (同法第9条第1項及び第3項に規定する変更の認定の申請を除く。以下この号において同じ。) に対する審査)	(イ) 認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請 (同法第9条第1項及び第3項に規定する変更の認定の申請を除く。以下この号において同じ。) に対する審査)	ア 床面積の合計は、次の (ア) 及び (イ) に掲げる場合の区分に応じ、そのぞれの区分に応じ、それぞれ (ア) 及び (イ) に定める面積について算定する。	ア 床面積の合計は、次の (ア) 及び (イ) に掲げる場合の区分に応じ、そのぞれの区分に応じ、それぞれ (ア) 及び (イ) に定める面積について算定する。	(イ) 認定を受けた长期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請をする場合に応じ、そのぞれの区分に応じ、それぞれ (ア) 及び (イ) に定める面積について算定する。

新	日	
認定の申請を除く。以下この号に付いて同じ。)に対する審査	略	宅が属する一の建築物の長期優良住宅建築等計画等の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積を増加する場合にあっては、当該増加する部分の床面積)
		イ ウ イ ウ イ ウ
区分所有住宅の増築又は改築		ア 認定を受けた長期優良住宅建築等計画等の変更の認定の申請をする場合の床面積は、当該申請に係る区分所有住宅の長期優良住宅建築等計画等の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積を増加する場合にあっては、当該増加する部分の床面積)とする。
区分所有住宅(新築のもの)を除く。		イ ウ イ ウ イ ウ
		略

議案第 66 号

北九州市市税条例の一部改正について

北九州市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 6 月 10 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税における住宅借入金等特別税額控除の適用期限を延長する等のため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市市税条例の一部を改正する条例

第1条 北九州市市税条例（昭和38年北九州市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第17条第4項本文（各号列記以外の部分に限る。）中「特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）」を「前年分の所得税に係る第27条第1項に規定する確定申告書」に改め、「（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削り、同項ただし書及び各号を削り、同条第6項本文（各号列記以外の部分に限る。）中「特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）」を「前年分の所得税に係る第27条第1項に規定する確定申告書」に改め、「（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削り、同項ただし書及び各号を削る。

第23条第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改める。

第26条第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第27条第2項中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改め、「付記された事項」の次に「（施行規則で定める事項を除く。）」を加える。

第27条の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2） 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下である

ものに限る。) の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。) の氏名

第27条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「あって、」の次に「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第41条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

付則第6条第5項第1号及び第6条の2第5項第1号中「、第1項の申告書」とあるのは「、第1項」を「同項の申告書」とあるのは「第1項」に改める。

付則第7条第2項中「第314条の7」を「第314条の8」に、「法第314条の7並びに付則第7条第1項」を「付則第7条第1項並びに法第314条の8」に改める。

付則第7条の3第2項中「並びに法第314条の7」を「「法第314条の8」に、「並びに付則第7条の3第1項並びに法第314条の7」を「付則第7条の3第1項並びに法第314条の8」に改める。

付則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改め、同条第2項中「及び前2条」を「前2条」に、「、前2条及び」を「前2条並びに」に改める。

付則第9条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条中第19項を第20項とし、第18項を第19項とし、第17項の次に次の1項を加える。

18 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

付則第15条の5第1項及び第2項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

付則第15条の7第1項各号列記以外の部分中「令和6年3月31日」を

「令和9年3月31日」に、「貸付」を「貸付け」に改め、同項第2号中「及び同法第42条の4第8項第7号」を「、同法第42条の4第19項第7号」に改め、「中小企業者」の次に「及び法人税法第66条第6項に規定する中小通算法人」を加え、同項第3号中「2,000万円」を「2,500万円」に、「及び中小企業者」を「、中小企業者及び中小通算法人」に改める。

付則第17条の3第2項各号列記以外の部分中「当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税」を「前年分の所得税」に、「につき前項」を「につき同条第1項」に、「受けようとする旨の記載のある第17条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した」を「受けた」に改め、「（次に掲げる場合を除く。）」及び「ものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第20条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない」を削り、同項各号を削る。

付則第20条中「若しくは第40項」を「、第40項若しくは第44項」に改める。

付則第21条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

付則第23条の2第1項中「附則第35条の2の6第2項」を「附則第35条の2の6第9項」に改める。

付則第23条の4の2第1項中「（以下この条及び次条において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）」を削り、同条第2項を削る。

付則第23条の5第6項後段中「、第1項」を「同項」に、「、令」を「令」に改める。

付則第24条第7項後段中「「第1項」を「同項」に改め、「を市長」を削る。

付則第24条の3第3項後段中「、第1項」を「同項」に、「、令」を「令」に改める。

付則第26条中「附則第5条の4の2第6項（同条第9項）を「附則第5条の4の2第5項（同条第7項）に、「附則第5条の4の2第6項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」を「附則第5

条の4の2第5項」に改める。

付則第32条を削る。

第2条 北九州市市税条例の一部を次のように改正する。

付則第23条の5第1項中「附則第35条の2の6第12項」を「附則第35条の2の6第9項」に改め、「及び次項」を削り、「年の末日の属する年度の翌年度の市民税」を「年分の所得税」に、「第26条第1項の規定による申告書」を「同条第1項に規定する確定申告書（第3項において「確定申告書」という。）」に、「市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む」を「租税特別措置法第37条の12の2第1項の規定の適用がある場合に限る」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用がある場合における付則第17条の3」を「前項の規定の適用がある場合における付則第17条の3第1項」に、「同条第1項」を「同項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「附則第35条の2の6第16項」を「附則第35条の2の6第12項」に、「年の末日の属する年度の翌年度の市民税」を「年分の所得税」に、「上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第26条第1項又は第3項の規定による申告書（第6項において準用する同条第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）」を「確定申告書」に改め、「（市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）」を削り、「年度分の市民税」を「年分の所得税」に、「これらの申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）」を「確定申告書」に改め、「とき」の次に「（租税特別措置法第37条の12の2第5項の規定の適用があるときに限る。）」を加え、同項を同条第3項とし、同条第5項中「第2項並びに」を削り、「付則第23条の5第4項」を「付則第23条の5第3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項及び第7項を削る。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第1条中北九州市市税条例（以下「市税条例」という。）付則第6条第5項第1号、第6条の2第5項第1号、第7条第2項、第7条の3第2項及び第9条の2第2項の改正規定、同条中第19項を第20項とし、

第18項を第19項とし、第17項の次に1項を加える改正規定、市税条例付則第15条の5第1項及び第2項、第15条の7第1項各号列記以外の部分、第2号及び第3号、第20条、第23条の5第6項後段、第24条第7項後段、第24条の3第3項後段並びに第26条の改正規定並びに付則第4条の規定及び付則第5条中北九州市市税条例の一部を改正する条例（令和3年北九州市条例第19号）第2条の改正規定の改正規定 公布の日

(2) 第1条中市税条例第17条第4項本文（各号列記以外の部分に限る。）の改正規定、同項ただし書及び各号を削る改正規定、同条第6項本文（各号列記以外の部分に限る。）の改正規定、同項ただし書及び各号を削る改正規定並びに市税条例第23条第1項、第26条第1項ただし書及び第27条第2項の改正規定並びに市税条例付則第17条の3第2項各号列記以外の部分の改正規定、同項各号を削る改定規定、市税条例付則第23条の2第1項及び第23条の4の2第1項の改正規定並びに同条第2項を削る改正規定並びに第2条並びに付則第3条の規定 令和6年1月1日
(個人の市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の市税条例（以下「新条例」という。）第27条の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同条第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の市税条例（以下「旧条例」という。）第27条の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第27条の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第27条の3第1項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第27条の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 新条例付則第7条の3の2の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第4号。以下この項及び次項において「所得税法等改正法」という。）第11条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該

増改築等に係る部分に限る。) を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納稅義務者が同日前に所得税法等改正法第11条の規定による改正前の租税特別措置法（次項において「旧租税特別措置法」という。）第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。次項において同じ。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 4 市民税の所得割の納稅義務者が令和4年1月1日前に旧租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合又は同日前に所得税法等改正法第18条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合における旧条例付則第32条第1項及び同条第2項の規定により読み替えて適用される旧条例付則第7条の3の2第1項の規定による控除については、なお従前の例による。

第3条 付則第1条第2号に掲げる規定による改正後の市税条例（次項において「令和6年新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和6年新条例付則第23条の5第3項の規定の適用については、令和6年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、同項中「について確定申告書」とあるのは「に係る確定申告書（当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年が令和2年から令和4年までの各年である場合には、その年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係る北九州市市税条例の一部を改正する条例（令和4年北九州市条例第 号）第2条の規定による改正前の付則第23条の5第4項に規定する申告書（その提出期限後において市民税の納稅通知書が送達される時までに提出されたものを含む。以下この項において「旧申告書」という。））と、「について連続して確定申告書を」とあるのは「に係る確定申告書（当該年が令和3年又は令和4年である場合には、その年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係る旧申告書）を連続して」とする。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部

分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前的地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 新条例付則第15条の5第1項及び第2項の規定は、当該各項に規定する要件に該当する家屋及び構築物並びにこれらの敷地である土地が令和4年4月1日から付則第1条第1号に掲げる規定の施行の日までの間に取得された場合についても適用する。
- 4 新条例付則第15条の7第1項の規定は、同項第2号に規定する中小通算法人が令和4年4月1日から付則第1条第1号に掲げる規定の施行の日までの間に同項に規定する要件に該当する家屋又は構築物及び当該家屋又は構築物の敷地である土地を取得した場合についても適用する。

（北九州市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 北九州市市税条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

第1条のうち市税条例第27条の3第1項各号列記以外の部分の改正規定中「法第314条の2第1項第11号の控除対象扶養親族」を「扶養親族（）」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者」に、「年齢16歳未満の」を「有する」に改める。

第2条のうち市税条例付則第9条の2第19項を削る改正規定中「付則第9条の2第19項」を「付則第9条の2第20項」に改める。

参考

北九州市市税条例新旧対照表（第1条関係）

(所得割)の課税標準	新	(所得割)の課税標準	日
第17条 略		第17条 略	
2 略		2 略	
3 略		3 略	
4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第27条第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細にに関する事項及び地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の12の2第1項各号に掲げる事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。		4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項及び地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下の「施行規則」という。）第1条の12の2第1項各号に掲げる事項の記載があるときは、当該特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めたときは、この限りでない。	
		(1) 第26条第1項の規定による申告書	
		(2) 第27条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）	
5 略		5 略	
6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第27条第1項に規定する確定申告書に		6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1	

<p>新</p> <p>特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項及び施行規則第1条の1 2の3第1項各号に掲げる事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</p>	<p>日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（市民税の納稅通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項及び施行規則第1条の12の3第1項各号に掲げる事項の記載があるときは（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適當であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第26条第1項の規定による申告書 (2) 第27条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号により掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）</p> <p>第23条 所得割の納稅義務者が、第17条第4項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第20条及び前2条並びに法第314条の8の規定を</p>
--	--

		新	日
		適用した場合の所得割の額から控除する。	法第314条の8の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
2	略	(市民税の申告等)	第26条 第11条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、法第317条の2第1項各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年内において給与以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納稅義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて離損控除額若しくは医療費控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて離損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは離損失の金額の控除若しくは第22条の3の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第12条第3項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りで
3	略	(市民税の申告等)	

新	日
において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。) 及び第12条第3項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。	ない。
2～8 略	2～8 略
第27条 略	<p>2 前項本文の場合は、当該確定申告書に記載された事項(施行規則で定める事項を除く。)のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第1項から第4項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。</p> <p>3 略</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第27条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項の給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色</p>

			新	日
事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。) の氏名	(3) 略 (4) 略 2~5	(2) 略 (3) 略 2~5	(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第27条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける者であって、扶養親族(法第314条の2第1項第11号の控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。	

新	日
により、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して市長に提出しなければならない。	
(1) 略	(1) 略
(2) <u>特定配偶者の氏名</u>	(2) 略
(3) 略	(3) 略
(4) 略	(4) 略
2～5 略	2～5 略
付 則	付 則
	(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)
第6条 略	第6条 略
2～4 略	2～4 略
5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
(1) 第26条第4項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は付則第6条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「同項の申告書」とあるのは「第1項の申告書又は同条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した申告書」とする。	(1) 第26条第4項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は付則第6条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「同項の申告書」とあるのは「第1項の申告書又は同条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した申告書」とする。
(2) 略	(2) 略
	(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)
第6条の2 略	第6条の2 略
2～4 略	2～4 略

		新	日
5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。		
(1) 第26条第4項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は付則第6条の2第3項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「同項の申告書」とあるのは「第1項の申告書又は同条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した申告書」とする。	(1) 第26条第4項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は付則第6条の2第3項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「第1項の申告書又は同条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した申告書」とする。		
(2) 略 (個人の市民税の配当控除)	(2) 略 (個人の市民税の配当控除)		
第7条 略	第7条 略	第7条 略	第7条 略
2 前項の規定がある場合における第23条第1項の規定の適用については、同項中「法第314条の8」とあるのは、「付則第7条第1項並びに法第314条の8」とする。	2 前項の規定がある場合における第23条第1項の規定の適用については、同項中「法第314条の7」とあるのは、「法第314条の7並びに付則第7条第1項」とする。	2 前項の規定がある場合における第23条第1項の規定の適用については、同項中「法第314条の7」とあるのは、「法第314条の7並びに付則第7条第1項」とする。	2 前項の規定がある場合における第23条第1項の規定の適用については、同項中「並びに法第314条の7」とあるのは、「並びに付則第7条の3第1項並びに法第314条の7」とする。
(個人の市民税の住宅 借入金等特別税額控除)	(個人の市民税の住宅 借入金等特別税額控除)	(個人の市民税の住宅 借入金等特別税額控除)	(個人の市民税の住宅 借入金等特別税額控除)
第7条の3 略	第7条の3 略	第7条の3 略	第7条の3 略
2 前項の規定がある場合における第23条第1項の規定の適用については、同項中「法第314条の8」とあるのは、「付則第7条の3第1項並びに法第314条の8」とする。	2 前項の規定がある場合における第23条第1項の規定の適用については、同項中「並びに法第314条の7」とあるのは、「並びに付則第7条の3第1項並びに法第314条の7」とする。	2 前項の規定がある場合における第23条第1項の規定の適用については、同項中「並びに法第314条の7」とあるのは、「並びに付則第7条の3第1項並びに法第314条の7」とする。	2 前項の規定がある場合における第23条第1項の規定の適用については、同項中「並びに法第314条の7」とあるのは、「並びに付則第7条の3第1項並びに法第314条の7」とする。
3 略	3 略	3 略	3 略
第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18	第7条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18	第7条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18	第7条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18

新	日
<p>年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第20条及び第22条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定がある場合における第23条第1項の規定の適用については、同項中「<u>前2条</u>」とあるのは「<u>前2条並びに付則第7条の3の2第1項</u>」とする。</p>	<p>年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第20条及び第22条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定がある場合における第23条第1項の規定の適用については、同項中「<u>及び前2条</u>」とあるのは「<u>前2条及び付則第7条の3の2第1項</u>」とする。</p>
	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
第9条の2	略
<p>2 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合は、<u>5分の4</u>とする。</p> <p>3～17 略</p> <p>18 法附則第15条第4項に規定する条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</p> <p>19 略</p> <p>20 略</p>	<p>第9条の2</p> <p>2 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</p> <p>3～17 略</p> <p>18 略</p> <p>19 略</p>
	(グリーンアジア国際戦略総合特区内に設置される指定対象事業及び貸付対象事業のための施設等に係る固定資産税の課税免除)
<p>第15条の5 指定法人が平成24年4月1日から当該法人に係る総合特別区域法施行規則(平成23年内閣府令第39号)第17条第5項に規定する指定の有効期間(当該期間の変更があった場合には当該変更後の期間)の満了の日又</p>	<p>第15条の5 指定法人が平成24年4月1日から当該法人に係る総合特別区域法施行規則(平成23年内閣府令第39号)第17条第5項に規定する指定の有効期間(当該期間の変更があった場合には当該変更後の期間)の満了の日又</p>

新	日
<p>は令和6年3月31日のいづれか早い日までの期間内に取得した指定対象事業の用に供する家屋及び構築物（グリーンアジア国際戦略総合特区内に所在するもので、かつ、一の家屋及び構築物の取得価額が1億円以上のものに限る。次項において同じ。）並びにこれらの敷地である土地に対しては、第42条第1項の規定にかかるず、当該家屋又は構築物に対して新たに固定資産税を課すべき年度から3年度分の固定資産税に限り、これを課さない。</p> <p>2 貸付対象事業を行う事業者が平成24年4月1日から令和6年3月31日までの期間内に取得した当該貸付対象事業の用に供する家屋及び構築物並びにこれらの敷地である土地に対しては、第42条第1項の規定にかかるず、当該家屋又は構築物に対して新たに固定資産税を課すべき年度から3年度分の固定資産税に限り、これを課さない。</p>	<p>は令和4年3月31日のいづれか早い日までの期間内に取得した指定対象事業の用に供する家屋及び構築物（グリーンアジア国際戦略総合特区内に所在するもので、かつ、一の家屋及び構築物の取得価額が1億円以上のものに限る。次項において同じ。）並びにこれらの敷地である土地に対しては、第42条第1項の規定にかかるず、当該家屋又は構築物に対して新たに固定資産税を課すべき年度から3年度分の固定資産税に限り、これを課さない。</p> <p>2 貸付対象事業を行う事業者が平成24年4月1日から令和4年3月31日までの期間内に取得した当該貸付対象事業の用に供する家屋及び構築物並びにこれらの敷地である土地に対しては、第42条第1項の規定にかかるず、当該家屋又は構築物に対して新たに固定資産税を課すべき年度から3年度分の固定資産税に限り、これを課さない。</p>
<p>3 略 (地域再生法に基づいて整備される特定業務施設等に係る固定資産税の不均一課税)</p>	<p>3 略 (地域再生法に基づいて整備される特定業務施設等に係る固定資産税の不均一課税)</p>
<p>第15条の7 平成27年10月8日から令和19年3月31日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について地域再生法第17条の2第3項の認定を受けた事業者（次項において「認定事業者」という。）が、認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域において、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従つて特定業務施設を新設し、又は増設した場合には、当該特定業務施設の用に供する家屋又は構築物及び当該家屋又は構築物の敷地である土地で次に掲げる要件に該当するも</p>	<p>第15条の7 平成27年10月8日から令和6年3月31日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について地域再生法第17条の2第3項の認定を受けた事業者（次項において「認定事業者」という。）が、認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域において、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従つて特定業務施設を新設し、又は増設した場合には、当該特定業務施設の用に供する家屋又は構築物及び当該家屋又は構築物の敷地である土地で次に掲げる要件に該当するも</p>

<p>新</p> <p>の（付則第15条の5第1項若しくは第2項の規定の適用を受けるもの又は貸付けの用に供するものを除く。）に対して課する固定資産税の税率は、第50条の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税を課すべき年度から3年年度分の固定資産税に限り、初年度は100分の0.14、第2年度は100分の0.35、第3年度は100分の0.7とする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 特定業務施設を構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）の取得額の合計額が3,800万円（租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者及び同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者にあつては、1,900万円）以上のものであること。</p> <p>（3） 一の家屋及び構築物の取得額の合計額が<u>2,500万円</u>（前号に規定する中小事業者、中小企業者及び中小通算法人にあっては、1,000万円）以上とのものであること。</p> <p>2 略</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）</p>	<p>日</p> <p>の（付則第15条の5第1項若しくは第2項の規定の適用を受けるもの又は貸付けの用に供するものを除く。）に対して課する固定資産税の税率は、第50条の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税を課すべき年度から3年年度分の固定資産税に限り、初年度は100分の0.14、第2年度は100分の0.35、第3年度は100分の0.7とする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 特定業務施設を構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）の取得額の合計額が3,800万円（租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者及び同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者にあつては、1,900万円）以上のものであること。</p> <p>（3） 一の家屋及び構築物の取得額の合計額が<u>2,000万円</u>（前号に規定する中小事業者及び中小企業者にあっては、1,000万円）以上とのものであること。</p> <p>2 略</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第17条の3 略</p> <p>2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る</p>
---	---

<p>新</p> <p>配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納稅義務者が前年分の所得税について当該特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。</p>	<p>日</p> <p>配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納稅義務者が当該特定上場株式等の配当の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第17条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)に限り適用するものとし、市民税の所得割の納稅義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得にて同条第1項及び第20条の規定の適用を受けた場合には、当該納稅義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。</p>
	<p>(1) 第17条第4項ただし書の規定の適用がある場合</p> <p>(2) 第17条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいざれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。</p>
	<p>3 略</p> <p>(説明規定)</p> <p>第20条 法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第115条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は法附則第15条第1項、第10項、第</p>

<p>新</p> <p>1 4項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、<u>第40項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3若しくは第63条</u>とする。</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第21条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納稅義務者が、その有する土地等につき、租稅特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は<u>第37条の8</u>の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p>	<p>日</p> <p>第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項若しくは<u>第40項、第15条の2第2項、第15条の3若しくは第63条</u>とする。</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第21条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納稅義務者が、その有する土地等につき、租稅特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、<u>第37条の8又は第37条の9</u>の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p>	<p>(特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)</p> <p>第23条の2 市民税の所得割の納稅義務者について、その有する租稅特別措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理株式等(以下この項及び次項において「特定管理株式等」という。)又は同条第1項に規定する特定口座内公社債(以下この項において「特定口座内公社債」という。)が株式又は同法第37条の10第2項第7号に規定する公社債としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同法第37条の11の2第1項各号に掲げる事実が発生したとき</p>
--	--	--

<p>新</p> <p>は、当該事実が発生したことは当該特定管理株式等又は特定口座内公社債の譲渡をしたことと、当該損失の金額として令附則第18条の3第4項で定める金額は法附則第35条の2の6第9項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前条の規定その他のこの条例の規定を適用する。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>	<p>日</p> <p>は、当該事実が発生したことは当該特定管理株式等又は特定口座内公社債の譲渡をしたことと、当該損失の金額として令附則第18条の3第4項で定める金額は法附則第35条の2の6第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前条の規定その他のこの条例の規定を適用する。</p> <p>(源泉徴収選択口座内配当等に係る市民税の所得計算の特例)</p> <p>第23条の4の2 市民税の所得割の納稅義務者が支払を受ける租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等には、令附則第18条の4の2第10項で定めるところにより、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の利子等(所得税法第23条第1項に規定する利子等をいう。)及び配当等(同法第24条第1項に規定する配当等をいう。)に係る利子所得の金額及び配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。</p> <p>2 市民税の所得割の納稅義務者が第17条第4項の規定によりその有する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載をした同項に規定する特定配当等申告書を提出する場合には、当該特定配当等申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座(次条において「源泉徴収選択口座」という。)において前年中に交付を</p>
--	---

	新	日
	受けた全ての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。	(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)
第23条の5	略 2～5	略 6 第26条第4項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者（同条第2項の規定によって同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において第4項の規定の適用を受けようとする場合であって、当該年度の市民税について同条第3項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第4項の規定によつて同条第1項の申告書を提出することができる場合のいざれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第4項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「付則第23条の5第4項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額」と、「同項の申告書」とあるのは「 <u>令附則第18条の5第19項各号に掲げる事項を記載した申告書</u> 」と読み替えるものとする。
第23条の5	略 2～5	略 6 第26条第4項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者（同条第2項の規定によって同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において第4項の規定の適用を受けようとする場合であって、当該年度の市民税について同条第3項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第4項の規定によつて同条第1項の申告書を提出することができる場合のいざれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第4項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「付則第23条の5第4項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額」と、「 <u>第1項の申告書</u> 」とあるのは「 <u>令附則第18条の5第19項各号に掲げる事項を記載した申告書</u> 」と読み替えるものとする。
7	略	(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除及び譲渡所得等の課税の特例) 7 第24条 略 2～6 略 7 第26条第4項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者（同条第2項の規定によって同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において第4項の規定の適用を受けようとする場合であって、当該年度の市民税について同条第3項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第4項の規定によつて同条第1項の申告書を提出することができる場合のいざれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第4項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「付則第23条の5第4項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額」と、「 <u>同項の申告書</u> 」とあるのは「 <u>令附則第18条の5第19項各号に掲げる事項を記載した申告書</u> 」と読み替えるものとする。

新	<p>定によって同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。) が、当該年度の翌年度以後の年度において第5項の規定の適用を受けようとする場合であつて、当該年度の市民税について同条第3項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第4項の規定によつて同条第1項の申告書を提出することができる場合のいざれにも該当しない場合について同条第1項の申告書を提出することができる場合「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「付則第24条第5項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額」と、「同項の申告書」とあるのは「令附則第18条の6第28項に掲げる事項を記載した申告書」と読み替えるものとする。</p> <p>8 略 (先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)</p> <p>第24条の3 略</p> <p>2 略 (先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)</p> <p>3 第26条第4項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者(同条第2項の規定によつて同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。) が、当該年度の翌年度以後の年度において第1項の規定の適用を受けようとする場合であつて、当該年度の市民税について同条第3項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第4項の規定によつて同条第1項の申告書を提出することができる場合のいざれにも該当しない場合について同条第1項の申告書を提出することができる場合「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「付則第24条の3第1項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額」と、「同項の申告書」とあるのは「令</p>
---	---

<p>新</p> <p>附則第18条の7の2第12項各号に掲げる事項を記載した申告書」と読み替えるものとする。</p> <p>4 略</p> <p>(東日本大震災に係る住宅/借入金等特別税額控除の適用期間の特例)</p>	<p>「、令附則第18条の7の2第12項を記載した申告書」と読み替えるものとする。</p> <p>4 略</p> <p>(東日本大震災に係る住宅/借入金等特別税額控除の適用期間の特例)</p> <p>第26条 所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第13条第1項の規定の適用を受けた場合における付則第7条の3及び付則第7条の3の2の規定の適用については、付則第7条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、付則第7条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第5項(同条第7項)の規定により読み替えて適用される場合を含む。」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第6項(同条第9項)の規定により読み替えて適用される場合を含む。」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第6項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関</p>
--	--

	新	<p>日</p> <p>係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p><u>第32条 市民税の所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次項において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第6条第4項の規定の適用を受けた場合における付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</u></p> <p><u>2 市民税の所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</u></p>
--	---	---

北九州市税条例新旧対照表（第2条関係）

新	付 則	付 則
<p>(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)</p> <p><u>第23条の5 所得割の納稅義務者の平成29年度分以後の各年度分の法附則第35条の2の6第9項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額</u>（以下この項において「上場株式等に係る譲渡損失の金額」という。）は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した<u>第26条第1項の規定による申告書</u>を提出した場合（市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において市民税の納稅通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）に限り、付則第17条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。</p> <p>2 前項の市民税の所得割の納稅義務者が同項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうち<u>に法附則第35条の2の5第3項の規定により特別徵収義務者</u>が源泉徴収選択口座内配当等について徵収して納入すべき市民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる損失の金額がある場合には、第17条第4項に規定する特定配当等申告書に当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けた全ての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合における付則第17条の3の規定の適用について</p>	<p>(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)</p> <p><u>第23条の5 所得割の納稅義務者の平成29年度分以後の各年度分の法附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額</u>（以下この項及び次項において「上場株式等に係る譲渡損失の金額」という。）は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した<u>第26条第1項の規定による申告書</u>を提出した場合（市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において市民税の納稅通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）に限り、付則第17条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。</p> <p>2 前項の市民税の所得割の納稅義務者が同項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうち<u>に法附則第35条の2の5第3項の規定により特別徵収義務者</u>が源泉徴収選択口座内配当等について徵収して納入すべき市民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる損失の金額がある場合には、第17条第4項に規定する特定配当等申告書に当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けた全ての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合における付則第17条の3の規定の適用について</p>	

新	日
については、同項中「計算した金額（）とあるのは「計算した金額（付則第23条の5第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）とする。	では、同項中「計算した金額（）とあるのは「計算した金額（付則第23条の5第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。
3 所得割の納税義務者の前年以前3年内の各年に生じた法附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年において控除されたものを除く。以下この項において「上場株式等に係る譲渡損失の金額」という。）は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の所得税について確定申告書を提出しているとき（租税特別措置法第37条の12の2第5項の規定の適用があるときを除く。）に限り、付則第23条第3項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び付則第17条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の計算上控除する。	4 所得割の納税義務者の前年以前3年内の各年に生じた法附則第35条の2の6第16項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年において控除されたものを除く。以下この項において「上場株式等に係る譲渡損失の金額」という。）は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の翌年度の市民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第26条第1項又は第3項の規定による申告書（第6項において準用する同条第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（市長においてやむを得ない事情があると認められる場合は、これらの申告書をその提出期限において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の市民税について連続してこれららの申告書（その提出期限において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているとき限り、付則第23条第3項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び付則第17条の3第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の計算上控除する。
4 前項の規定の適用がある場合には、付則第17条の3第1項及び付則第23条第3項の規定の適用については、付則第17条の3第1項中「計算した金額（）とあるのは「計算した金額（付則第23条の5第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）と、付則第23条第3項中「計算した金額（）とあるのは「計算した金額（付則第23条の5第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」と、付則第23条第3項中「計算した	5 前項の規定の適用がある場合にはにおける付則第17条の3第1項及び第2項並びに付則第23条第3項の規定の適用については、付則第17条の3第1項中「計算した金額（）とあるのは「計算した金額（付則第23条の5第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」と、付則第23条第3項中「計算した

新	日
<p>るのとあるのは、「計算した金額（付則第23条の5第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、）とする。</p> <p>6 第26条第4項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者（同条第2項の規定によって同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度において第4項の規定の適用を受けようとする場合であつて、当該年度の市民税について同条第3項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第4項の規定によつて同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第4項巾「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「付則第23条の5第4項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額」と、「同項の申告書」とあるのは「令附則第18条の5第19項各号に掲げる事項を記載した申告書」と読み替えるものとする。</p> <p>7 第4項の規定の適用がある場合における第27条の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第37条の12の2第9項（同法第37条の13の2第10項において準用する場合を含む。）において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）と、「前条第1項から第4項まで」とあるのは「前条第1項から第4項までは付則第23条の5第6項において準用する前条第4項」と、同条第2項中「前条第1項から第4項まで」とあるのは「前条第1項から第4項までは付則第23条の5第6項において準用する前条第4項」とする。</p>	

議案第 67 号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例
の一部改正について

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改
正する条例を次のように定める。

令和 4 年 6 月 10 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 岩ヶ鼻市民プールの廃止に伴い、関係規定を改める必要があるので
、この条例案を提出する。

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3 有料施設の使用料の表のプールの項中 「木屋瀬プール
岩ヶ鼻市民プール」
を「木屋瀬プール」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例新旧対照表

別表第1 (第10条関係)	新	別表第1 (第10条関係)	日	
1 略		1 略		
2 略		2 略		
3 有料施設の使用料		3 有料施設の使用料		
施設の種類等	使用料	使用料	備考	
ブ ー ル	略 木屋瀬ブール	略	木屋瀬ブール 岩ヶ鼻市民ブ ール	備考
注	略	略	略	

議案第 68 号

建築物における駐車施設の付置及び管理に関する条例の一部改正
について

建築物における駐車施設の付置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和 4 年 6 月 10 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 駐車場整備地区等において建築物の新築等を行う場合の駐車施設の
付置の特例を追加するため、関係規定を改める必要があるので、この条例案
を提出する。

建築物における駐車施設の付置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

建築物における駐車施設の付置及び管理に関する条例（昭和41年北九州市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条本文中「次」を「駐車場整備地区内又は商業地域内若しくは近隣商業地域内において、次」に改め、同条の表中「にあつて」を削る。

第4条中「建築物の部分」を「駐車場整備地区内又は商業地域内若しくは近隣商業地域内において、建築物の部分」に、「、当該用途変更」を「当該用途変更」に、「修繕又は」を「修繕若しくは」に改め、「にあつて」を削り、「前に第2条又は前条」を「前に第2条（前条又は次条の規定により適用する場合を含む。同条を除き、以下同じ。）」に、「ついて第2条又は前条」を「ついて第2条」に改める。

第5条中「から前条まで」を「（第3条の規定により適用する場合を含む。）及び前条」に改める。

第6条第1項中「第4条」の次に「（前条の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）」を加え、「、幅」を「幅」に、「、奥行」を「及び奥行」に、「出入」を「出入り」に改める。

第7条第1項中「を新築し、若しくは増築しようとする者」を「の新築若しくは増築」に、「当該建築物の構造又は敷地の状態により、やむを得ない場合において、市長の承認を受けて、当該建築物の敷地からおおむね200メートル以内の場所にそれぞれ、第2条又は第4条及び前条に規定する規模、構造等を有する駐車施設を設置した」を「次のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該建築物の構造又は敷地の状態によりやむを得ない場合において、市長の承認を受けて当該建築物の敷地からおおむね200メートル以内の場所に第2条又は第4条及び前条の規定に適合する駐車施設を設置したとき。

(2) 当該建築物の敷地が特定地域（特に民間開発の促進、街並み及び景観の向上並びに歩行者の安全性の確保を図る必要がある地域として規則で定める地域をいう。以下同じ。）内の敷地（当該特定地域の内外にわたる

敷地であつてその過半が当該特定地域に属するものを含む。) である場合において、市長の承認を受けて当該建築物の敷地からおおむね 500 メートル以内の場所に第 2 条又は第 4 条及び前条の規定に適合する駐車施設を設置したとき。

(3) 当該建築物の地区又は地域の地形、交通事情等から見て合理的と認められる場合において、市長の承認を受けて規則で定める規模、構造及び設備に適合する駐車施設を 2 以上の建築物のために一団として設置したとき。

第 7 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項の規定による」を「前項各号の」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 8 条中「、当該」を「当該」に、「から第 4 条まで」を「及び第 4 条」に、「適用しない」を「、適用しない」に改める。

第 9 条中「、第 3 条」及び「、第 5 条」を削る。

第 11 条第 1 項中「、第 3 条」を削る。

第 14 条中「、前条の」を「、前条各項に規定する」に、「前条の刑」を「当該各項に規定する刑」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

新	旧
<p>(建築物の新築又は増築の場合の駐車施設の付置)</p> <p>第2条 駐車場整備地区内又は商業地域内若しくは近隣商業地域内において、次の表の（1）欄に掲げる用途に供する建築物で、延べ面積が同表の（2）欄の規模のものを新築し、延べ面積が同表の（2）欄に掲げる規模のものについて増築し、又は延べ面積が同表の（2）欄に掲げる規模となる増築をしようし、又は延べ面積が同表の（2）欄に掲げる規模となる増築をしようとする者は、当該建築物又は当該建築物の敷地内に、同表の（3）欄に掲げる基準に従い算定した台数の自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第9号の自動車のうち、自動二輪車（側車付きのものを除く。）及び軽自動車以外のもの）を収容することができる駐車施設を付置しなければならない。ただし、特定用途（法第20条第1項に規定する特定用途をいう。以下同じ。）を付置（以下「非特定用途」という。）に供する建築物で、市長が特に駐車施設を付置する必要がないと認めたものについては、この限りでない。</p>	<p>(建築物の新築又は増築の場合の駐車施設の付置)</p> <p>第2条 次の表の（1）欄に掲げる用途に供する建築物で、延べ面積が同表の（2）欄の規模のものを新築し、延べ面積が同表の（2）欄に掲げる規模のものについて増築をし、又は延べ面積が同表の（2）欄に掲げる規模となる増築をしようとする者は、当該建築物又は当該建築物の敷地内に、同表の（3）欄に掲げる基準に従い算定した台数の自動車（側車付きのものを除く。）及び軽自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第9号の自動車のうち、自動二輪車（側車付きのものを除く。）及び軽自動車以外のものをいう。以下同じ。）を収容することができる駐車施設を付置しなければならない。ただし、特定用途（法第20条第1項に規定する特定用途をいう。以下同じ。）以外の用途（以下「非特定用途」という。）に供する建築物で、市長が特に駐車施設を付置する必要がないと認めたものについては、この限りでない。</p>

略			
(3)	駐車施設の規模の基準	建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超える部分（増築の場合には、延べ面積が2,000平方メートルを超える部分のうち増	建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超える部分（増築の場合には、延べ面積が2,000平方メートルを超える部分のうち増

(3)	駐車施設の規模の基準	建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超える部分（増築の場合には、延べ面積が2,000平方メートルを超える部分のうち増	建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超える部分（増築の場合には、延べ面積が2,000平方メートルを超える部分のうち増

新	旧				
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">建築に係る部分）の面積 に対して 300 平方メートルまでごとに 1 台</td> <td style="width: 50%;">建築に係る部分）の面積 に対して 450 平方メートルまでごとに 1 台</td> </tr> </table> <p>(建築物の用途変更の場合の駐車施設の付置)</p> </div>	建築に係る部分）の面積 に対して 300 平方メートルまでごとに 1 台	建築に係る部分）の面積 に対して 450 平方メートルまでごとに 1 台	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">のうち増築に係る部分 の面積に対して 300 平方メートルまでごとに 1 台</td> <td style="width: 50%;">のうち増築に係る部分 の面積に対して 450 平方メートルまでごとに 1 台</td> </tr> </table> <p>(建築物の用途変更の場合の駐車施設の付置)</p> </div>	のうち増築に係る部分 の面積に対して 300 平方メートルまでごとに 1 台	のうち増築に係る部分 の面積に対して 450 平方メートルまでごとに 1 台
建築に係る部分）の面積 に対して 300 平方メートルまでごとに 1 台	建築に係る部分）の面積 に対して 450 平方メートルまでごとに 1 台				
のうち増築に係る部分 の面積に対して 300 平方メートルまでごとに 1 台	のうち増築に係る部分 の面積に対して 450 平方メートルまでごとに 1 台				

第4条 駐車場整備地区内又は商業地域内若しくは近隣商業地域内において、建築物の部分の用途の変更（以下「用途変更」という。）で当該用途変更により特定部分の延べ面積が 2,000 平方メートルを超えるものとなるものために大規模の修繕若しくは大規模の模様替（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 14 号又は第 15 号に規定するものをいう。以下同じ。）をしようとする者は特定部分の延べ面積が 2,000 平方メートルを超える建築物の用途変更で、当該用途変更により特定部分の延べ面積が増加することとなるもので当該用途変更により特定部分の延べ面積が増加することとなるものたまに大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする者は、当該建築物又は当該建築物の敷地内に、特定部分の延べ面積が 2,000 平方メートルを超える建築物の用途変更部分（特定部分の延べ面積が 2,000 平方メートルを超える建築物の用途変更で、当該用途変更により特定部分の延べ面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分）の面積に対して 300 平方メートルまでごとに 1 台の割合で算定した台数（用途変更前に第 2 条又は前条の規定により駐車施設を付置すべきものとされた建築物にあつては、用途変更後の建築物について第 2 条又は前条の規定により算定した自動車の台数を差し引いた台数）の規定により駐車施設を付置すべきものとのときは、同条を除き、以下前に第 2 条（前条又は次条の規定により適用する場合を含む。同条を除き、同じ。）の規定により駐車施設を付置すべきものとされた建築物は、用途変更前の建築物にについて第 2 条の規定により算定した自動車の台数を差し引いた台数の建築物について第 2 条の規定の例により算定した自動車の台数を收容することができない。

新	日
<p>(建築物が地区又は地域の内外にわたる場合)</p> <p>第5条 建築物の敷地が、駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域とこれ以外の地域にわたるときは、その敷地の過半を占める地区又は地域内に当該建築物があるものとみなして、第2条<u>(第3条の規定により適用する場合を含む。)及び前条の規定を適用する。</u></p> <p>(駐車施設の規模等)</p> <p>第6条 第2条又は第4条(前条の規定により適用する場合を含む。以下同じ。)の規定により付置する駐車施設は、駐車の用に供する部分の規模を駐車台数1台につき幅2.25メートル以上及び奥行5メートル以上とし、自動車が有効に駐車し、かつ、円滑に出入りできるものでなければならない。</p> <p style="text-align: center;">2 略 3 略</p>	<p>(建築物が地区又は地域の内外にわたる場合)</p> <p>第5条 建築物の敷地が、駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域とこれら以外の地域にわたるときは、その敷地の過半を占める地区又は地域内に当該建築物があるものとみなして、第2条<u>から前条までの規定を適用する。</u></p> <p>(駐車施設の規模等)</p> <p>第6条 第2条又は第4条の規定により付置する駐車施設は、駐車の用に供する部分の規模を駐車台数1台につき、幅2.25メートル以上、奥行5メートル以上とし、自動車が有効に駐車し、かつ、円滑に出入りできるものでなければならない。</p> <p style="text-align: center;">2 略 3 略</p>
<p>(駐車施設の付置の特例)</p> <p>第7条 第2条の規定の適用を受ける建築物の新築若しくは増築又は第4条の規定の適用を受ける建築物の用途変更をしようとする者は、次のいづれかに該当するときは、第2条又は第4条の規定にかかるらず、当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を付置しないことができる。</p>	<p>(駐車施設の付置の特例)</p> <p>第7条 第2条の規定の適用を受ける建築物の新築若しくは増築又は第4条の規定の適用を受ける建築物の用途変更をしようとする者は、当該建築物の構造又は敷地の状態により、やむを得ない場合において、市長の承認を受けて、当該建築物の敷地からおおむね200メートル以内の場所にそれぞれ、第2条又は第4条及び前条に規定する規模、構造等を有する駐車施設を設置したときは、第2条又は第4条の規定にかかるらず、当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を付置しないことができる。</p>

新	日
<p>(1) 当該建築物の構造又は敷地の状態によりやむを得ない場合において、市長の承認を受けて当該建築物の敷地からおおむね200メートル以内の場所に第2条又は第4条及び前条の規定に適合する駐車施設を設置したとき。</p> <p>(2) 当該建築物の敷地が特定地域（特に民間開発の促進、街並み及び景観の向上並びに歩行者の安全性の確保を図る必要がある地域として規則で定める地域をいう。以下同じ。）内の敷地（当該特定地域の外にわたる敷地であつてその過半が当該特定地域に属するものを含む。）である場合において、市長の承認を受けて当該建築物の敷地からおおむね500メートル以内の場所に第2条又は第4条及び前条の規定に適合する駐車施設を設置したとき。</p> <p>(3) 当該建築物の地区又は地域の地形、交通事情等から見て合理的と認められる場合において、市長の承認を受けて規則で定める規模、構造及び設備に適合する駐車施設を2以上の建築物のために一団として設置したとき。</p>	<p>2 第2条の規定の適用を受ける建築物を新築し、若しくは増築しようとする者は第4条の規定の適用を受ける建築物の用途変更をしようとする者は、第2条又は第4条の規定により付置しなければならない駐車施設を2以上の建築物のために一団として設置することが当該地区又は地域の地形、交通事情等からみて合理的であると認められる場合において、市長の承認を受けて、規則で定める規模、構造等を有する駐車施設を2以上の建築物のために一団として設置したときは、第2条又は第4条の規定にかかるわらず、当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を付置しないことができる。</p> <p>3 前2項の規定による市長の承認を受けようとする者は、規則の定めるところに</p>
<p>2 前項各号の市長の承認を受けようとする者は、規則の定めるところにより、申</p>	

新	日
請書を提出しなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合も、また同様とする。	より、中請書を提出しなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合も、また同様とする。
(適用の除外)	(適用の除外)
第8条 建築基準法第85条に規定する建築物を新築し、増築し、若しくは用途変更しようとすると、者はこの条例の施行後新たに駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域に指定された区域内において、当該地区又は地域に指定された日から起算して6月以内に建築物を新築し、増築し、若しくは用途変更するための工事に着手した者に対しては、第2条及び第4条の規定は、適用しない。	第8条 建築基準法第85条に規定する建築物を新築し、増築し、若しくは用途変更しようとすると、者はこの条例の施行後新たに駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域に指定された区域内において、当該地区又は地域に指定された日から起算して6月以内に建築物を新築し、増築し、若しくは用途変更するための工事に着手した者に対しては、第2条から第4条までの規定は適用しない。
(駐車施設の管理)	(駐車施設の管理)
第9条 第2条、第4条又は第7条の規定により付置し、又は設置した駐車施設の所有者又は管理者は、駐車施設の敷地、構造及び規模について適合するよう管理しなければならない。	第9条 第2条、第3条、第4条、第5条又は第7条の規定により付置し、又は設置した駐車施設の所有者又は管理者は、駐車施設の敷地、構造及び規模について、常時その目的に適合するよう管理しなければならない。
(措置命令)	(措置命令)
第11条 市長は、第2条、第4条、第6条又は第9条の規定に違反した者に対して相当の期間を定めて、駐車施設の付置又は設置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を命ずることができる。	第11条 市長は、第2条、第3条、第4条、第6条又は第9条の規定に違反した者に対して相当の期間を定めて、駐車施設の付置又は設置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を命ずることができる。
2 略	2 略
(両罰規定)	(両罰規定)
第14条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務又は財産に関し、前条各項に規定する違反行為をしたときは、その行為者、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各項に規定する刑を科する。	第14条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務又は財産に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前条の刑を科する。

	新	日
	する。	

議案第 69 号

北九州市いじめ問題専門委員会条例の一部改正について

北九州市いじめ問題専門委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 6 月 10 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 北九州市いじめ問題専門委員会に臨時委員を置くことができるよう
にするため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市いじめ問題専門委員会条例の一部を改正する条例

北九州市いじめ問題専門委員会条例（平成26年北九州市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「委員は」を「委員及び臨時委員は」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 特別の事項（前条第3号に掲げるものに限る。以下同じ。）を調査審議させるため必要があるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。

第4条に次の1項を加える。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

第6条第3項中「、委員」の次に「及び議事に關係のある臨時委員」を加え、「議決」を「及び議決」に改め、同条第4項中「出席した委員」を「委員及び議事に關係のある臨時委員で会議に出席したもの」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考

北九州市いじめ問題専門委員会条例新旧対照表

新		旧	
(組織)	(組織)	(組織)	(組織)
第3条 略	第3条 略	第3条 略	第3条 略
2 特別の事項（前条第3号に掲げるものに限る。以下同じ。）を調査審議させるため必要なときは、委員会に臨時委員を置くことができる。	3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者うちから教育委員会が任命する。	2 委員は、学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者うちから教育委員会が任命する。	3 委員は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
(任期)	(任期)	(任期)	(任期)
第4条 略	第4条 略	2 略	2 略
2 略	3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。	2 略	4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(会議)	(会議)	(会議)	(会議)
第6条 略	第6条 略	2 略	3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
2 略	3 委員会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、及び議決をすることができない。	4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	
3 委員会は、委員及び議事に關係のある臨時委員で会議に出席したものとの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。			

議案第 70 号

北九州市議会議員及び北九州市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

北九州市議会議員及び北九州市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 6 月 10 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る費用の公費負担の限度額を引き上げるため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市議会議員及び北九州市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

北九州市議会議員及び北九州市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成5年北九州市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,800円」を「1万6,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第6条第2項中「（昭和25年政令第89号）」を削る。

第8条各号列記以外の部分中「公職選挙法施行令」の次に「（昭和25年政令第89号）」を加え、同条第1号中「7円51銭」を「7円73銭」に改め、同条第2号中「5円2銭」を「5円18銭」に、「37万5,500円」を「38万6,500円」に、「1銭と」を「、1銭と」に改める。

第11条第1号中「525円6銭」を「541円31銭」に、「31万500円」を「31万6,250円」に、「1円と」を「、1円と」に改め、同条第2号中「26万2,530円と27円50銭」を「27万655円と28円35銭」に、「31万500円」を「31万6,250円」に、「1円と」を「、1円と」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の北九州市議会議員及び北九州市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される北九州市議会議員の選挙及び北九州市長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された北九州市議会議員の選挙及び北九州市長の選挙については、なお従前の例による。

新	旧
(選舉運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)	(選舉運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手續)

第4条 北九州市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。

(1) 略

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が選舉運動用自動車の借り入れ契約である場合 当該選舉運動用自動車（同一の日ににおいて選舉運動用自動車の借り入れ契約により2台以上の選舉運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいづれか1台の選舉運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選舉運動用自動車として使用された各日にについてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が1万6,100円を超える場合には、1万6,100円）の合計金額

イ 当該契約が選舉運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選舉運動用自動車の燃料の供給した燃料の代金（当該選舉運動用自動車（これに代わり使用される他の選舉運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して

第4条 北九州市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。

(1) 略

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が選舉運動用自動車の借り入れ契約である場合 当該選舉運動用自動車（同一の日ににおいて選舉運動用自動車の借り入れ契約により2台以上の選舉運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいづれか1台の選舉運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選舉運動用自動車として使用された各日にについてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が1万5,800円を超える場合には、1万5,800円）の合計金額

イ 当該契約が選舉運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選舉運動用自動車の燃料の供給した燃料の代金（当該選舉運動用自動車（これに代わり使用される他の選舉運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して

新	日
<p>、<u>7,700円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項 、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期 日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗 じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、市選挙管理委員 会が定めるところにより、当該候補者から申請に基づき、市選挙管理委員 会が確認したものに限る。)</p> <p>ウ　略</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担)</p>	<p>、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項 、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期 日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗 じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、市選挙管理委員 会が定めるところにより、当該候補者から申請に基づき、市選挙管理委員 会が確認したものに限る。)</p> <p>ウ　略</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担)</p>
<p>第6条　略</p> <p>2　前項前段の場合において、選挙の一部無効による再選挙による選挙運動用ビラ を作成するときの同項前段の規定の適用については、同項前段中「法第142条 第1項第5号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数」とあるのは、 「<u>公職選挙法施行令第132条の6第1項の表に定める枚数を超える場合には、</u> <u>同表に定める枚数</u>」とする。</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p>	<p>2　前項前段の場合において、選挙の一部無効による再選挙による選挙運動用ビラ を作成するときの同項前段の規定の適用については、同項前段中「法第142条 第1項第5号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数」とあるのは、 「<u>公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第132条の6第1項の表に定</u> <u>める枚数を超える場合には、同表に定める枚数</u>」とする。</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p>
<p>第8条　北九州市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の 契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額 のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(　 当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより 算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額) に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第5</p>	<p>契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額 のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(　 当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより 算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額) に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第5</p>

新	日
<p>号に定める枚数（選挙の一部無効による再選挙の場合においては、公職選挙法施行令_(昭和25年政令第89号)第132条の6第1項の表に定める枚数）の範囲内のもものであることにつき 補者からの申請に基づき、市選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条第1項後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者に對して支払う。</p> <p>(1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 7円73銭 (2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 5円18銭にその5万枚を超える数を乗じて得た金額に38万6,500円を加えた金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合は、その端数は、1銭とする。）</p> <p>（選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続）</p> <p>第11条 北九州市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙区等におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、市選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基</p>	<p>号に定める枚数（選挙の一部無効による再選挙の場合においては、公職選挙法施行令第132条の6第1項の表に定める枚数）の範囲内のもものであることにつき 、市選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市選挙管理委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条第1項後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に對して支払う。</p> <p>(1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 7円51銭 (2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 5円2銭にその5万枚を超える数を乗じて得た金額に37万5,500円を加えた金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は1銭とする。）</p> <p>（選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続）</p> <p>第11条 北九州市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙区等におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、市選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基</p>

新	旧
<p>づき、市選管管理委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ボスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ボスターの作成を業とする者に対して支払う。</p> <p>(1) 当該選挙区等におけるボスター掲示場の数が<u>500</u>以下である場合 <u>541円31銭</u>に当該ボスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>31万6,250</u>円を加えた金額を当該選挙区等におけるボスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は<u>1円</u>とする。）</p> <p>(2) 当該選挙区等におけるボスター掲示場の数が<u>500</u>を超える場合 <u>27万655円と28円35銭</u>にその<u>500</u>を超える数を乗じて得た金額との合計金額に<u>31万6,250円</u>を加えた金額を当該選挙区等におけるボスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は<u>1円</u>とする。）</p>	<p>づき、市選管管理委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ボスターの作成を業とする者に基づき、当該ボスターの作成を業とする者に対して支払う。</p> <p>(1) 当該選挙区等におけるボスター掲示場の数が<u>500</u>以下である場合 <u>525円6銭</u>に当該ボスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>31万500円</u>を加えた金額を当該選挙区等におけるボスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は<u>1円</u>とする。）</p> <p>(2) 当該選挙区等におけるボスター掲示場の数が<u>500</u>を超える場合 <u>26万2,530円と27円50銭</u>にその<u>500</u>を超える数を乗じて得た金額との合計金額に<u>31万500円</u>を加えた金額を当該選挙区等におけるボスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は<u>1円</u>とする。）</p>

議案第71号

小池特別支援学校改築工事（第2期）請負契約締結について
小池特別支援学校改築工事（第2期）請負契約を次のとおり締結する。
令和4年6月10日提出

北九州市長 北橋健治

提案理由 小池特別支援学校改築工事（第2期）請負契約を締結するに当たり
、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
第2条の規定により、この案を提出する。

記

- 1 工事名 小池特別支援学校改築工事（第2期）
- 2 契約金額 7億6,725万円
- 3 契約方法 一般競争入札
- 4 工期 契約締結の日から令和5年9月30日まで
- 5 契約の相手方 北九州市門司区小森江三丁目12番10号
九鉄工業株式会社
代表取締役社長 古賀徹志

参考

北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5億円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第72号

市道路線の認定、変更及び廃止について

次のとおり市道路線の認定、変更及び廃止をする。

令和4年6月10日提出

北九州市長 北橋健治

提案理由 市道路線の整備を図るため、路線の認定、変更及び廃止の必要があるので、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、この案を提出する。

記

路線認定調書

整理番号	路線名	起 点	終 点	延長 (m)
3411	霧ヶ丘25号線	小倉北区霧ヶ丘一丁目	小倉北区霧ヶ丘一丁目	48
3412	砂津24号線	小倉北区砂津三丁目	小倉北区砂津三丁目	45
3413	砂津25号線	小倉北区砂津一丁目	小倉北区砂津一丁目	254
3414	長浜町18号線	小倉北区長浜町	小倉北区長浜町	272
3415	長浜町19号線	小倉北区長浜町	小倉北区長浜町	127
3416	長浜町20号線	小倉北区長浜町	小倉北区長浜町	83
3417	長浜町21号線	小倉北区長浜町	小倉北区長浜町	192
3418	長浜町22号線	小倉北区長浜町	小倉北区長浜町	40
6388	上貫29号線	小倉南区上貫三丁目	小倉南区上貫三丁目	37
6389	朽網東42号線	小倉南区朽網東三丁目	小倉南区朽網東三丁目	65
6390	葛原東64号線	小倉南区葛原東五丁目	小倉南区葛原東五丁目	145
6391	下曾根85号線	小倉南区下曾根一丁目	小倉南区下曾根一丁目	28
6392	沼本町88号線	小倉南区沼本町三丁目	小倉南区沼本町三丁目	89
6393	東貫27号線	小倉南区東貫三丁目	小倉南区東貫三丁目	37
7112	南鷹見町23号線	八幡西区南鷹見町	八幡西区南鷹見町	77

路線変更調書

整理番号	路線名	新旧別	起 点	終 点	延長(m)	増減(m)
1042	伊川31号線	新	門司区大字伊川	門司区大字伊川	290	154
		旧	門司区大字伊川	門司区大字伊川	136	
1320	江南町1号線	新	小倉北区江南町	小倉北区江南町	203	△ 80
		旧	小倉北区江南町	小倉北区江南町	283	
1947	葛原本町49号線	新	小倉南区葛原本町一丁目	小倉南区葛原本町一丁目	138	66
		旧	小倉南区葛原本町一丁目	小倉南区葛原本町一丁目	72	
4203	野面16号線	新	八幡西区大字野面	八幡西区大字野面	314	△ 116
		旧	八幡西区大字野面	八幡西区大字野面	430	

路線廃止調書

整理番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長 (m)
3131	中 吉 田 4 0 号 線	小倉南区中吉田六丁目	小倉南区中吉田六丁目	35
1352	安 屋 2 6 号 線	若松区大字安屋	若松区大字安屋	22
1379	安 屋 5 3 号 線	若松区大字安屋	若松区大字安屋	67
1360	末 広 町 9 号 線	八幡東区末広町	八幡東区末広町	75

参考

道路法（抜粋）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 略

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 略

（路線の廃止又は変更）

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなったと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

議案第73号

鹿児島本線戸畠・枝光間及び鹿児島貨物線浜小倉・黒崎間汐井町
牧山海岸線架道橋新設工事委託協定の一部変更について

平成28年12月北九州市議会定例会において議決を経た鹿児島本線戸畠・
枝光間及び鹿児島貨物線浜小倉・黒崎間汐井町牧山海岸線架道橋新設工事委託
協定（平成31年3月北九州市議会定例会、令和元年12月北九州市議会定例会
及び令和4年2月北九州市議会定例会において一部変更）の一部を次のとおり
変更する。

令和4年6月10日提出

北九州市長 北橋健治

提案理由 鹿児島本線戸畠・枝光間及び鹿児島貨物線浜小倉・黒崎間汐井町牧
山海岸線架道橋新設工事委託協定について、委託金額を変更する必要がある
ので、この案を提出する。

記

協定変更内容

既決委託金額

46億9,988万7,000円

変更委託金額

46億9,132万9,007円

参考

北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5億円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第74号

建物等の取得について

建物等を次のとおり買い入れる。

令和4年6月10日提出

北九州市長 北橋健治

提案理由 小倉北区上到津四丁目に整備する建物及び工作物を特定公園施設として買い入れるため、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出する。

記

1 建物の取得

(1) 建物の所在地

小倉北区上到津四丁目133番地4

(2) 建物の構造及び数量

到津の森公園南側エントランス整備事業で事業者が整備する特定公園施設であるエントランス施設

鉄骨造り平家建て 1棟

2 工作物の取得

(1) 工作物の所在地

小倉北区上到津四丁目133番地3

小倉北区上到津四丁目133番地4

小倉北区上到津四丁目136番地1

小倉北区上到津四丁目136番地4

(2) 工作物の数量

到津の森公園南側エントランス整備事業で事業者が整備する特定公園施設であるエレベーター、ブロック積み擁壁、階段、広場、公園照明灯等の工作物 1式

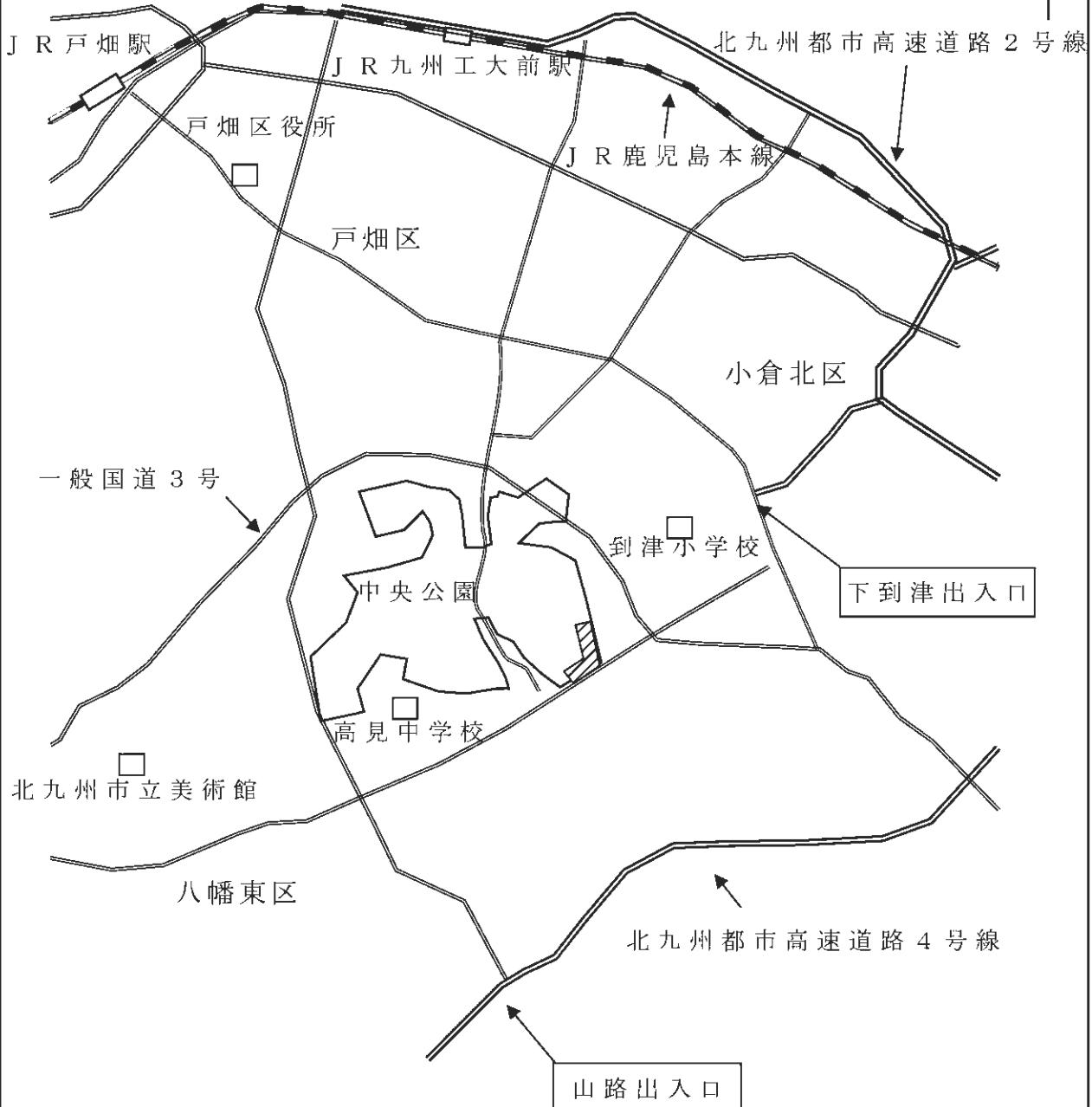
3 買入れ予定金額

2億800万円。ただし、当該金額を上限として精算した後に確定するものとする。

参考

取得建物等の所在図

N
4



(凡例)



取得しようとする建物等

北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格8,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件1万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。